

高知県水利施設管理強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県水利施設管理強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関する必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、原油価格の値上がりによる電気料金の高騰によりポンプ等の農業水利施設を管理する土地改良区が大きな影響を受けている状況を踏まえ、農業者の負担軽減を図るために、土地改良区が管理する農業水利施設に要する電気料金の高騰分に対して、水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び水利施設管理強化事業実施要領（令和3年3月29日付け2農振第3535号農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、実施要綱第2の3に掲げる事業を実施する場合に、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者、補助対象施設、補助対象経費及び補助率)

第3条 補助事業者、補助対象施設、補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、別に通知する日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1－1から別紙1－3まで）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 補助対象事業費算定の根拠となる資料
- (4) 令和4年度通常総（代）会の議事録及び議案書の写し

2 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該給付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合についてでは、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとときを除く。

(補助金の変更承認申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業において、次の各号のいずれかに該当する変更を行う場合は、あらかじめ別記第2号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止、又は廃止
- (2) 補助事業の実施箇所の変更
- (3) 補助金額の変更

2 知事は、前項の補助金変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を変更交付することが適当であると認めたときは、変更交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日までに、別記第3号様式により実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額を別記第4号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。

(補助の条件)

第9条 補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を給付事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (2) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業者においては、県税の全税目で滞納がないこと。ただし、県税の納税義務がない場合は、申立書（参考様式1）を提出すること。
- (4) 補助事業者においては、県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。この場合において、税外未収金債務の滞納がない旨を証する誓約書兼同意書（参考様式2）を提出すること。

(調査等)

第10条 知事は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出又は報告を求め、必要な調査等を行うことができる。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第11条 知事は、第5条の規定により補助金の交付の決定を行った場合において、次の各号のいずれかに該当する場合には補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 別表第2に掲げるいずれかに該当したとき。
- (2) この要綱に規定する申請書及び関係書類の記載内容に虚偽又は不正等があることが明らかになったとき。

- (3) 正当な理由がなく、前条に規定する調査等を拒んだため、給付金の適正な給付に關し必要な確認をすることができなくなったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付等に関し、知事の指示に従わなかつたとき。
- 2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、理由を付して通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 知事は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて当該給付金を返還させるものとする。

(加算金及び延滞金)

第13条 補助対象者は、第11条第1項の規定に基づく補助金の交付の決定の取消しに係る補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた給付金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 3 交付対象者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付額を控除した額によるものとする。
- 5 第1項又は第3項の規定による加算金又は延滞金の額を計算する場合における年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関する、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月12日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第7条第3項、第9条第1号及び第10条から第14条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年10月30日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助事業者	補助対象施設	補助対象経費	補助率
土地改良区 土地改良区連合	補助事業者が管理を行う農業水利施設	<p>(1) 補助対象経費は、次のとおり算定した電力料高騰分とする。</p> <p>電力料高騰分＝当年度の電力料－前年度の電力料 (前年度の電力料＝当年度の電力料÷高騰率)</p> <p>(2) 当年度の電力料とは、令和5年4月から令和5年12月まで期間において、省エネルギー化推進計画に記載された施設に要することが確実に見込まれる電力料（基本料金及び使用電力料のうち電力量料金及び燃料費調整額）をいう。また、当該年度の電力料は維持管理費等として令和5年度収支予算書に計上され、その収支予算書が総（代）会の議決を経ていること。</p> <p>(3) 高騰率は、統計調査等により別途農村振興局長が定めるものとする。</p>	補助対象経費の10分の7とし、1,000円未満は切り捨てとする。

別表第2（第5条、第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者があることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。